

R8
2/27 (Fri) まで

令和7年度
玉野市結婚新生活支援事業補助金

－結婚後の新生活のスタートアップに必要な費用を補助します－

補助上限額

ご夫婦お二人の年齢が

• 29歳以下 **60**万円

• 上記以外 **30**万円

対象経費

R7.4.1以降に支払った

- 住宅取得費（新築・中古）
- 住宅リフォーム費
- 住宅賃借費（賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料）
- 引越費用

対象要件

- 婚姻日がR7.1.1以降
- 夫婦ともに玉野市内の住宅に居住し、住民登録をしている
- 婚姻日時点で夫婦ともに**39歳以下**
- 直近の夫婦の合計所得が**500万円未満**

※その他要件あり

注意
事項

- 申請を検討する方や申請内容に変更がある方は事前にご相談ください
- 申請書や必要書類に不備がある場合は、受付できない場合があります。
- 前年度、新規申請を行い交付上限額に達しなかった世帯は、今年度に限り追加で申請が可能です。
- この補助金は先着順です。予算額に達した時点で受付を終了します。

問合せ

玉野市政策企画課 移住定住推進室
☎0863-32-5580



住宅金融支援機構
【フラット35】地域連携型と連携
しています。

